**委託契約書（案）**

|  |  |
| --- | --- |
| 委託業務名 | 　広島市心身障害者福祉センターデイサービス給食サービス業務 |
| 履行場所 | 　広島市東区光町二丁目１番５号 |
| 契約期間 | 　契約締結の日から令和６年３月３１日まで（契約期間が複数年度にわたる長期継続契約） |
| 履行期間 | 　令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで |
| 委託契約金額 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 調理委託料 |  | 　　　　　　　　　 | 円 |
|  | （うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 |  | 円） |
| ２ | 調理用材料費 | １食あたり | ３７７ | 円 |
|  | （うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 | ３４ | 円） |

 |
| 支払方法等 | １　支払方法⑴　調理委託料　　　毎月の業務完了後、別紙支払内訳書のとおり支払うものとする。⑵　調理用材料費　　　毎月の業務完了後、その月の注文食数に３７７円を乗じて得た額を支払うものとする。発注予定数　　年間　６，１０８食２　支払時期　　請求のあった日から３０日以内に支払う。 |
| 契約保証金 | 　最高支払予定額の１００分の１０以上（免除要件に該当する場合は免除） |
| その他の契約事項 | 　社会福祉法人広島市社会福祉事業団委託契約約款のとおり |
| 特約条項 | １　本契約書の委託契約金額欄に記載された発注者が受注者に支払うべき金額について、翌年度以降において収入支出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、発注者は当該契約を変更又は解除することができる。２　受注者が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、発注者は、その損害賠償の責めを負わないものとする。３　発注者は、第１項の規定によるほか、必要があると認めるときは、受注者に通知して、委託業務の内容を変更することができる。４　前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。 |
| 適用除外事項 | 　なし |
| 管轄裁判所 | 　広島地方裁判所 |

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の社会福祉法人広島市社会福祉事業団委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発注者 |  | 広島市東区光町二丁目１５番５５号社会福祉法人広島市社会福祉事業団理事長　　松井　一實 |
|  |  |  |
| 受注者 |  |  |

別紙

広島市心身障害者福祉センターデイサービス給食サービス業務（調理委託料分）支払内訳書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 支払金額 | 備考 |
| 令和５年度 | 令和５年　４月 |  | 円 |  |
| 令和５年　５月 |  | 円 |  |
| 令和５年　６月 |  | 円 |  |
| 令和５年　７月 |  | 円 |  |
| 令和５年　８月 |  | 円 |  |
| 令和５年　９月 |  | 円 |  |
| 令和５年１０月 |  | 円 |  |
| 令和５年１１月 |  | 円 |  |
| 令和５年１２月 |  | 円 |  |
| 令和６年　１月 |  | 円 |  |
| 令和６年　２月 |  | 円 |  |
| 令和６年　３月 |  | 円 |  |
| 令和５年度　計 |  | 円 |  |